

お知らせ

児童手当の手続きを忘れていませんか？

児童手当は小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。（ただし、所得が所得制限限度額以上の場合には支給されません。）

児童手当を受けるためには認定請求等の手続きが必要となります。（認定請求を受け付けた月の翌月からの支給となります。）また、受給者及び支給対象児童等に変更等があった場合は届出が必要です。届出がないと児童手当が支給停止や差し止めされる場合があります。

児童手当の金額は？

3歳未満が1万円、3歳以上は5千円です。（第3子以下は1万円、ただし18歳以上はカウントされません。）

いつ支払われますか？

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支払われます。

①出生や転入等で初めて受け必要な手続きは？

る場合

「認定請求」の手続き

②現在手当を受けていて対象児童に変更があつた場合

「額改定」の手続き

③対象児童を養育しなくなつた場合

「支給事由消滅」の手続き

④毎年継続して受けるために手続き

「現況届」の提出

⑤住所や氏名が変わった場合

「住所変更」「氏名変更」の手続き

どこで手続き出来ますか？

早来地区は住民総合相談室（早来庁舎）、追分地区は健康福祉課（追分庁舎）で手続きが出来ます。（公務員の方は、それぞれの職場での手続きとなります。）

（※2）通常の妊娠・分娩をしたにもかかわらず、脳性麻痺となつたお子様に補償金が支払われる制度

※2 通常の妊娠・分娩をしたにもかかわらず、脳性麻痺となつたお子様に補償金が支払われる制度

問合せ 健康福祉課子育支援係
☎(25)4556

平成21年10月以降に出産される国保の方へ

出産育児一時金の支給方法

次の流れで手続きを行ふと、病院で多額の出産費用を支払う必要がなくなります。

①出産予定の病院で手続きを行う（保険証・印鑑・母子手帳持参）

②退院するときに出産費用が

1つの金額及び支給方法が次の

ように変わりました。

※1 出産する方が、現在は国保に入加入していても、過去半年以内に国保以外の健康保険にご自身で加入してい

た場合、そちらの健

康保険から出産育児一時金が支給される可能性があります。



出産育児一時金の額

42万円（産科医療補償制度

（※2）に加入していない病院で出産した場合は39万円）

ただし、平成23年3月31日までの出産分とし、その後の対

応は今後検討することとされています。

（※2）通常の妊娠・分娩をしたにもかかわらず、脳性麻

痺となつたお子様に補償金

が支払われる制度

出産育児一時金の支給方法

次の流れで手続きを行ふと、病院で多額の出産費用を支払う必要がなくなります。

①出産予定の病院で手続きを行う（保険証・印鑑・母子手帳持参）

②退院するときに出産費用が

42万円（39万円）を上回るときはその差額を病院に支払い、下

広告欄

印刷はじめました！

●企画・デザイン・撮影／販促DM・会社案内・周年記念誌・歌集
●印刷／チラシ・DM・ポスター・冊子・伝票・封筒など

平成22年年賀はがき予約中！

◆ 年賀はがき 50枚以上の予約購入でチャンス!! ◆
贈るあなたにお年玉キャンペーン

安平町商品券(全町共通)加盟店

本と事務用品&印刷・印鑑
学校教材・教具の店

Assist Hori 株式会社堀書店



〒059-1911
勇払郡安平町追分本町5丁目9番地 TEL & FAX(0145) 25-2019